

静岡県告示第541号

訪問看護ステーション設置促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第117号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月8日

静岡県知事 川勝平太

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|---|--------------------------|--------|---|--------------------------|--------|
| 別表 | | | 別表 | | |
| 補助の対象 | | 補助率（額） | 補助の対象 | | 補助率（額） |
| 補助対象経費 | 補助基準額 | | 補助対象経費 | 補助基準額 | |
| 訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。） | 1箇所当たり <u>4,200千円</u> | （略） | 訪問看護ステーション設置促進事業に要する経費のうち、給料、職員手当、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。） | 1箇所当たり <u>4,580千円</u> | （略） |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。